

平成21年10月支給分の公的年金から 市・県民税を天引きする 『特別徴収制度』が始まります

これまで公的年金にかかる市・県民税の納付は、年4回の期割で納付書か口座振替で納めていただく普通徴収でしたが、平成21年10月からは、年金から市・県民税を天引きする、特別徴収制度が始まります。

公的年金とは、老齢基礎年金などの老齢または退職を支給事由とする年金で、国民年金、厚生年金、共済年金などです。

特別徴収(天引き)の対象となるかた

次の要件をすべて満たしているかたが対象です。

- ① 1月1日以降、引き続き大館市にお住まいのかた
- ② 4月1日現在65歳以上で、前年中に公的年金の支払いを受けているかた
- ③ 介護保険料が年金から天引きされているかた
- ④ 年金から所得税、介護保険料、国民健康保険税または後期高齢者保険料を差し引いた残りの額が市・県民税額より大きいかた

特別徴収(天引き)の対象となる年金

国民年金法に基づく老齢基礎年金などで、年額18万円以上の年金です。

特別徴収(天引き)の対象となる市・県民税額

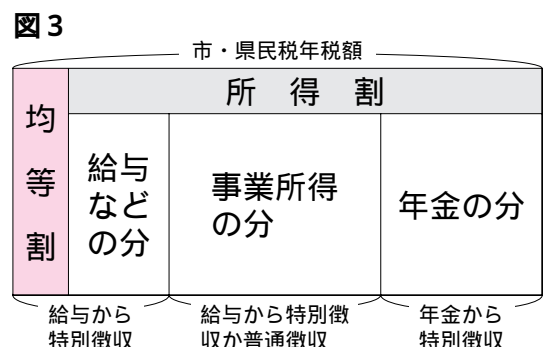
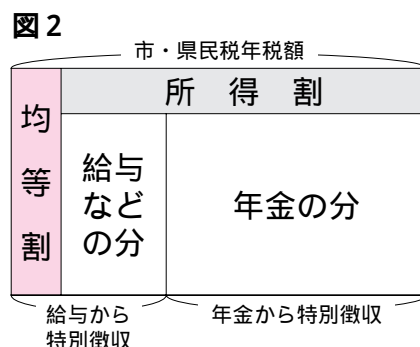
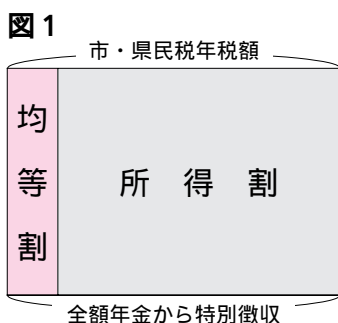
公的年金所得のみのかた

市・県民税(均等割と所得割)の総額が年金から天引きされます(図1)。

公的年金以外に所得があるかた

公的年金以外に所得があって、均等割額を給与から特別徴収されている場合は、公的年金に基づいて課税された所得割額のみが年金から天引きされます。この場合、公的年金以外の所得に基づいて課税された所得割は、給与から特別徴収されます(図2)。

給与や公的年金のほかに事業所得など他の所得がある場合は、給与からの徴収方法に応じて、特別徴収か普通徴収(自分で金融機関などから納める方法)になります(図3)。



お問い合わせは 税務課市民税係 ☎43-7033

年金から市・県民税を特別徴収するこのお知らせは、平成20年9月時点の資料に基づき作成しています。今後、法律の改正などがあった場合は、取り扱いが変更となる場合があります。